

流山ひなまつりの会規約

1. 名称

流山ひなまつりの会

〒270-0135 流山市野々下 6 丁目 613 番地の 117

TEL: 090-4076-6927

2. 目的

本会は、和布リメイク、つるし雛制作や折り紙細工を学んでいる複数の市民サークルや市民の有志が自発的に集まって、「流山ひなまつりの会」として組織化したものである。本会は、流山ツーリズム推進事業の趣旨に賛同し、日本の伝統文化と地元をこよなく愛する心を形に流山歳時記の発信を続けることを通じて、都心から一番近い森のまち流山から和の文化を国内外に発信し、地域活性化に貢献することを目的とする。事業は、流山に春を知らせる「つるし雛ひな飾り」からスタートし、市民・団体の力を結集して、「点を線に、そして面に」拡大して行きたい。キャッチフレーズは、「伝え、広げて、繋げて行こう 流山の心意気!」。

3.活動方針

- (1)本会は、会員のボランティア精神と「お互い様」の助け合い精神を尊重する。
- (2)本会は、団体の目的・方針に沿った事業の企画・運営、イベントなどの活動を自主的かつ具体的に行う。
- (3)本会は、個人情報保護について最善の配慮を持って対策を講じる。

3. 具体的活動

- (1) 本会の中に下記 3 分科会を設け、夫々が連携を保ちながらも自主的に事業を企画し運営する
 - ① 和布リメイク事業…つるし雛など和布手作り品の制作・展示
 - ② 手工芸品事業……折り紙、クラフト品の制作・展示
 - ③ 外国人和文化体験事業…つるし雛ひな巡り、茶道・陶芸体験などの和文化体験の企画・運営
- (2) 自主事業の開催及び市・商工会議所・一般企業事業との協働
 - ① 自主開催事業…「流山つるし雛ひな巡り」など
 - ② 産業博覧会、市民祭りなどへの参加
 - ③ スーパーやギャラリー等の独自イベントへの参画 など。
- (3) 啓蒙・普及に関する事業
 - ① 冊子・雑誌の制作・頒布
…会員が有する熟達した知識を啓蒙・普及の観点から整理し、形として伝え、広げ、繋いで行く。
 - ② ホームページ、SNS、Face book を立ち上げ、国内外に情報発信
…日本語、英語、中国語、韓国語夫々を制作
- (4) 手作り作品の販売
 - ① 会員及び団体の活動財源を確保し安定的な事業を推進する視点から取り組む。
 - ② イベントに連動した販売及びネットによる販売もトライする。

4. 組織

- (1) 本会は代表、副代表、分科会責任者、事務局長、会計、会員からなり、代表、副代表、分科会責任者、事務局長をもって執行部を構成する。
- (2) 執行部は、当会の活動計画など重要事項を審議・決定する。
- (3) 会員は分科会の何れかに所属しなければならない。また、重複して複数分科会に参加することも可能。

5. 会員および会費等

- (1)会員は日常の活動に従事する正会員に加えて、ボランティアとして登録し随時支援いただける準会員より構成する。
- (2)会員は流山在住者に限定せず、当会が掲げる活動趣旨に賛同する全ての人を対象にする。
- (3)本会加入の会費は無料とする。

6. 会員倫理規定

- (1)会員は本会もしくは他の会員の名誉を傷つけ、もしくは不名誉となるような行為をしてはならない。
- (2)会員は本会活動により知り得た情報を許可なく第三者に伝達したり頒布してはならない。
- (3)会員は本規定のほか、本会の規定・規則を誠実に遵守し、本会の発展および他の会員との協調に努めなければならない。
- (4)本規定に定めのない事項については執行部会にて決定する。

平成 26 年 11 月 1 日
流山ひなまつりの会
代表 小泉 尚子